

# 園芸用パイプハウス整備事業について

## 趣 旨

宇都宮市では、園芸作物の安定生産を推進するとともに、園芸農家の規模拡大及び水稻単一経営から収益性の高い園芸作物の経営との複合化による農業所得の安定化を図るため、生産基盤となるパイプハウスの整備支援を実施いたします。

## 事業の概要

野菜・花き・果樹・きのこ類を生産するパイプハウスの設置

○ 認定農業者：事業費の3／10以内で、補助金限度額100万円以内  
(パイプハウス本体資材費に付帯設備を含む。工事費は含まない)

○ 認定新規就農者：事業費の1／2以内で、補助金限度額300万円以内（1回限り）  
(パイプハウス本体資材費に工事費，付帯設備を含む)

※ 作業機械導入支援事業と併用する場合は、認定農業者は合計100万円以内、認定新規就農者は合計300万円以内。

## 事業の対象者

- ・ 市内に住所を有する認定農業者，認定新規就農者

## 採 択 基 準

- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 認定計画に基づく設置であること。
- ・ 設置するパイプハウスの合計面積が、5a以上であること。
- ・ 新規または増反であること。(ハウスの建て直しは不可)
- ・ 導入する生産施設の設置は、宇都宮市内のほ場に限る。
- ・ 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく、園芸施設共済又は、民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。

## お問い合わせ先

宇都宮市経済部農林生産流通課  
生産振興グループ

TEL 028-632-2466

FAX 028-639-0618